

平成29年度第11回  
東京都私立学校審議会（第773回）

平成30年 3月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから平成29年度第11回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会の運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件はお手元に配布してあります5件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年3月19日付け、東京都知事名

記、1、文教大学附属幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（品川区）外4件以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件5件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案第1号から議案第7号につきましては、各部会におきまして、了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人バプテスト基望学園の寄附行為認可及び常盤台めぐみ幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果について説明願います。

○友松委員 それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、板橋区所在の常盤台めぐみ幼稚園の設置者を宗教法人常盤台バプテスト教会から学校法人バプテスト基望学園に変更するものでございます。

去る3月1日、町山委員、私学部及び板橋区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

常盤台めぐみ幼稚園は、昭和48年以来、40年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として、住民に受け入れられてきました。

教育については、子供の個性を尊重し、たくましい体と豊かな情操を育てることを目標にしていることが窺えました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をしましてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思われまます。なお、詳細につきましては事務局からご説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

これは、板橋区所在の常盤台めぐみ幼稚園の設置者を学校法人バプテスト基望学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人バプテスト基望学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号をごらんください。

名称は、学校法人バプテスト基望学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び要項3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、常盤台めぐみ幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または三親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員、または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7～9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、常盤台めぐみ幼稚園設置変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1～3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月2日を予定してございます。

変更の理由は、「教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高める為、学校法人バプテスト基望学園を設立するもの」でございます。

新設置者は、学校法人バプテスト基望学園、設立代表者は友納靖史氏。園長も同じく友納靖史氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は現在の4学級120名を3学級105名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり園地、園舎、運動場、教職員組織等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号から議案第6号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、文教大学附属幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、「地域の需要に応えるため、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は、学校法人文教大学学園、園長は柳久美子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在の6学級120名を6学級180名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8～10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、日本大学幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、「実員に合わせて、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は、学校法人日本大学、園長は鈴木由美子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在8学級280名を6学級210名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8～10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号、三鷹台幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申

しあげます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、「地域の需要に応えるため、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は鈴木三城雄氏、園長は鈴木千恵子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在の 6 学級120名を 6 学級175名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8～10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

最後に、議案第 6 号、鶴川シオン幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年 4 月 1 日といたします。

変更の理由でございますが、「実員に合わせて、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は学校法人鶴川学院、園長は本田栄一氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は現在の 5 学級160名を 4 学級105名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8～10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 3 号から議案第 6 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○吉田委員 議案第 3 号は、園地も園舎も変わらずに定員が 3 割ふえ、かつ、教員は減るといふ状況なのですけれども、教育内容が悪化したということには受け取られないのかどうか。

それから、議案第 5 号も同じようなものですけれども、結局、園地面積だけが若干運動場の必要面積が足りなかったということでふやしたのだと思いますけれども、やはりほとんど

変わらないで、園児数だけふえているという形になっているのですけれども、その辺のところはどういうことなのでしょう。

○議案担当者 議案第3号からご説明いたします。

まず、1点目は教員の数が減っているということについてなのですが、こちらは現在は定年退職の方がいらっしゃるということで、通常設定すべき人数より1名多い、ちょっとイレギュラーな状態になっているということですので、来年度以降、もとの状態に戻るところで特段問題はないと考えております。また、こちらの幼稚園は、おっしゃるとおり園舎の改築等は特段しておりませんで、長い間定員超過の状態が続いていたのですが、今回の申請で適正な人数にしたいということで、今回こういった申請に至りました。

続きまして、議案第5号の三鷹台幼稚園は、運動場の隣地が購入できたということで、このたび設置基準を充足することができまして、定員を増員しているものでございます。

○吉田委員 今まで5号も定員以上入っていたのか。

○議案担当者 こちらは、定員超過ではなかったのですけれども。

○吉田委員 たまたまふえたので、ふやしたということ。

○議案担当者 そうです。

○吉田委員 3号のほうは、ずっと定員オーバーしていたのに無理やり合わせたということ。

○議案担当者 適正な形に定員を変更したというところです。

○私学行政課長 現在の実員に対し21名の教職員でやっている状況なので、そこが悪化するということではありません。

○吉田委員 クラス数にプラス1の教員数というのは、多いわけではないですよ。これは1クラスの人数は実質的にふえたわけですよ。そういう意味で、教育条件というのはよくなる方向ではないですよ。

○議案担当者 第3号につきましては、定員を超過しており、それに合わせた状態で今の教職員が配置をされておりまして、来年度以降、特に今の状況より悪化するとか、そういったことではございません。

○近藤会長 要するに、定員と先生の関係と、今までの実数と先生の関係で比べると、教育条件が悪くなるわけではないということですか。

○議案担当者 はい。

○吉田委員 第5号の専任の先生の数と第3号の専任の先生の数で言うと、第5号のほうは

全然先生が多いですよ。第3号は60人もふえるのに全然教室もふえないし、教育条件が悪くなるのではないですかという素朴な疑問なわけです。

○友松委員 幼稚園の設置基準においては、一クラス1名の教員がいればいいと。第3号の園のことを見ていくと、8名のうち1名が途中で定年退職することを予想するということがあるならば、7名いるということは、6学級に対して7名いるということで、教育条件的にはいいであろうと。それに加えて、兼任教諭が3名おりますので、補助教諭もついているであろうと認められます。

第5号の案件における教諭の数は、確かに6学級に対して13名いますから2名以上の教諭がいる。ただ、幼稚園の実態として、これは小中高も含めて最近では考えられなければならないことかと思いますが、園の特性として、例えば特別支援の子供がいるとなると、1学級に3名いても不思議がないような学級が編制されている場合があると。そこまではこの人数で考えることはできない。

○吉田委員 私、言いたいのは教員数の問題よりも、一クラス20人が今度は30人になるという、そういう中で教員がふえないでできるのかという教育条件の今までの教育とどうなのですかという、私が聞いているのは意味的にその人数の変更なのです。

○友松委員 でも、設置基準で30名に1名でいいと言っているのだから、それを改めない限りは補助教諭で補っていくしかないし、私学助成の幼稚園における教員割はそんなに多くないので、とても維持できないと。3学級に1名の補助教諭しか認められていませんから、そのあたりがちよっと厳しいのではないかとは思いますが。

○遠藤委員 今は35ではなかったか。

○友松委員 今は35名に1名ですね。

○議案担当者 35名でございます。

○友松委員 ただ、たしか私学助成の教員割の3学級に1名の補助教諭ですよ。ですから、こんなことはここで言うものではないですけども、非常に配置しにくいということは確かですね。

○吉田委員 私はぱっと見で、今まで入っている人たちからしたら条件が悪くなったと思われないですかという心配だけです。

○友松委員 それぞれ工夫はしているとは思いますが。

○町山委員 今、吉田先生がおっしゃることはわかるのですが、現実には園児が変更後の定員



に近い人数いらっしゃる。ですから、保護者の方にとってはこの定員数は見えないのです。園則自体は募集要項にも書きません。これは手続上の問題、そのように私たちは捉えました。

○近藤会長 よろしいですか。

○吉田委員 いいです。

○近藤会長 基準にも合っているし、そういう心配も大きくは当たらないということでしょうか。

○私学行政課長 そうですね。基準は充足している。

○三宅委員 今のお話で状況がわからなかったのですが、これは確認というか教えてもらうだけで結構なのですけれども、現状が定員をオーバーしているというご説明だったのですよね。つまり、それに対して私学部としては、何かやってこられたのかどうか、それはどのようなことなのでしょうか。

○私学行政課長 もちろん定員はしっかりと守っていただくということが前提ですので、そこについては指導しているというところなのですけれども、実態のところでは入ってきてしまっているという状況もあるところで、そこは継続して指導している。

○三宅委員 つまり、指導というのは文書か何かでやっていらっしゃる。ということですか。

○議案担当者 幼稚園の許認可等を行っている所轄庁が区市でございますので、区市のほうから園のほうには指導をしているというところがございます。

あとは、区市に対しましては、東京都としても毎年一度会議を開きまして、必ず収容定員増の場合は、それより前に認可をするように指導させていただいているところです。引き続きこれからも指導していきたいと思っています。

○三宅委員 やはり、これはニーズのほうが強いということなのですね。

○近藤会長 そうなのですよね。いろいろあると思うのですけれども、これは地域差もありますよね。受け入れないで、全部定員になってしまうとあぶれてしまうという言い方はおかしいのですけれども、いけないという状況はあることもありますね。地域で人が集まって、小さい子が多くなって、それを引き受けると。園児のバスをやって集めているところもあるけれども、それも限界があるというところは東京の中で考えると今までもありました。

定員は当然守られなければいけないと思うのですけれども、びっしりいくかというところとあぶれてしまいますからね。その辺は少し弾力的なのだろうとは思いますが。

○三宅委員 実質的にこの基準を目指しているのであれば、吉田委員のおっしゃった環境悪化はあるにしても、園則の定員を変えればよいということなのですよ。一言で言えばそれだけです。

○近藤会長 基準に合った形ですよ。

○三宅委員 何で放ったらかしにしてあったのかなと思っただけなのですけども、結構でございます。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号から議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第7号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております、科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1～5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

1点目として、「生徒の学習意欲の多様化に対し、美容系の技能連携校に対応するため教育課程の一部を変更し、教育内容の充実を図るもの」です。

2点目として、学校規模に適した教職員組織とするため、教職員人数及び役職配置を改めます。

3点目として、協力校を1校追加いたします。

4点目として、技能連携施設の名称を変更いたします。

変更の時期は、要項7にあるように平成30年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をごらんください。学則第20条に教育課程の変更に伴い、別表14を追加いたします。また、これに伴い、後に続く定時制課程の教育課程表の別表の番号を変更いたします。追加いたしました別表14につきましては、

議案最終ページに添付しているA3資料をご参照ください。

次に、学則第27条の教職員の記載を学校規模に適した運用実態に合わせるため、教職員人数及び役職配置を改めるものです。また、第5条の協力校の追加及び技能連携施設の校名変更につきましては、変更後の欄の別表1及び別表2のとおりです。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載してありますのでご参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、4月の開催日は、18日水曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて、改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議、ありがとうございました。